

年度 高圧ガス製造施設検査結果報告書

提出年月日	年 月 日						
事業所名							
所属名及び報告作成者名							
特定施設	名称						
	処理ガス量		取扱ガス種	可燃性	可燃性・毒性	毒性	不活性
検査日	年 月 日			基準日	月 日		

1 全般的事項

条 項	検 査 項 目	内 容 及 び 結 果	前 回 検査年月	今 回 検査年月	判 定
5-1-1	境界線及び警戒標				
5-1-2	可燃性ガスの製造施設の保安距離				
5-1-3	可燃性ガスの製造施設の事業所境界線等 に対する保安距離				
5-1-4	毒性ガスの製造施設及びガス設備の保安 距離				
5-1-5	その他のガスの製造施設の保安距離				
5-1-6	経済産業大臣が定める設備の保安距離				
5-1-7	保安のための宿直施設に対する保安距離				
5-1-8	製造設備の隣接境界線までの距離				
5-1-9	保安区画の区分及び面積				
5-1-10	保安区画内の高圧ガス設備の配置・燃焼 熱量の数値				
5-1-11	高圧ガス設備間の距離				
5-1-14	火気を取り扱う施設までの距離等				
5-1-15	ガス設備の気密な構造				
5-1-16	ガス設備に使用されている材料				
5-1-17	高圧ガス設備の耐圧試験				
5-1-18	高圧ガス設備の気密試験				
5-1-19	高圧ガス設備の強度				
5-1-20	高圧ガス設備の温度計等				
5-1-21	高圧ガス設備の圧力計				
〃	高圧ガス設備の安全装置				
5-1-22	高圧ガス設備の安全弁等の放出管				

検査日は総合気密試験実施日とすること

判定欄については、「適」なら ○、「該当無し」なら ーと記載すること

条 項	検 査 項 目	内容及び結果	前 回 検査年月	今 回 検査年月	判 定
5-1-23	高圧ガス設備の基礎				
5-1-24	耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造				
5-1-25	特殊反応設備の内部反応監視装置				
5-1-26	特殊反応設備に講じた危険な状態となることを安全かつ有効に防止するための措置				
5-1-27	特殊反応設備等に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置				
5-1-28	特殊反応設備等に講じた内容物を緊急かつ安全に移送する措置等				
5-1-40	アルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造				
5-1-41	毒性ガスのガス設備に係る配管等の接合				
5-1-42	毒性ガスのガス設備に係る配管の二重管				
5-1-45	製造設備のバルブ等の操作に係る措置				
5-1-46	アルシン等の製造設備に講じた安全に、かつ、速やかに除害するための措置				
5-1-47	可燃性ガスの製造設備の静電気を除去する措置				
5-1-48	高圧ガス設備に係る電気設備				
5-1-49	製造設備のインターロック機構				
5-1-50	製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置				
5-1-51	製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造				
5-1-52	毒性ガスの製造施設の識別及び危険標識				
5-1-53	製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備				
5-1-54	可燃性ガスの製造施設の防消火設備				
5-1-54 の2	特定不活性ガスの製造施設の消火設備				
5-1-55	ベントスタック				
5-1-56	フレアスタック				
5-1-58	圧縮アセチレンガスを容器に充てんする場所等に講じた容器の破裂防止のための措置				
5-1-58 の2	三フッ化窒素を容器に充てんする場所等に講じた容器の破裂防止のための措置				
5-1-59	圧縮機と圧縮アセチレンガスを容器に充てんする場所等との間の障壁				
5-1-60	圧縮機と圧縮ガスを容器に充てんする場所等との間の障壁				
5-1-61	可燃性ガスの製造施設の計器室				
5-1-62	保安用不活性ガス等				
5-1-63	通報を速やかに行うための措置				
11-2	コンビナート製造者の連絡用直通電話				

判定欄については、「適」なら ○、「該当無し」なら - と記載すること

2 容器置場

条 項	検 査 項 目	内容及び結果	前 回 検査年月	今 回 検査年月	判 定
5-1-65イ	容器置場の警戒標				
5-1-65ロ	容器置き場は二階建以下				
5-1-65ハ	毒性ガスの容器置場の保安距離				
5-1-65ニ	毒性ガス以外のガスの容器置場の第一種置場距離及び第二種置場距離				
5-1-65ホ	容器置場の障壁				
5-1-65ヘ	容器置場の直射日光を遮るための措置				
5-1-65ト	容器置場のガスが滞留しない構造				
5-1-65チ	ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場				
5-1-65リ	アルシン等の容器置場に講じた安全に、かつ、速やかに除害するための措置				
5-1-65ヌ	二階建容器置場の構造				
5-1-65ル	可燃性ガス等の容器置場の消火設備				

3 貯槽

条 項	検 査 項 目	内容及び結果	前 回 検査年月	今 回 検査年月	判 定
5-1-12	可燃性ガスの貯槽の高圧ガス設備に対する距離				
5-1-13	貯槽間の距離				
5-1-17	高圧ガス設備の耐圧試験				
5-1-18	高圧ガス設備の気密試験				
5-1-19	高圧ガス設備の強度				
5-1-20	高圧ガス設備の温度計等				
5-1-21	高圧ガス設備の圧力計・安全装置				
5-1-22	高圧ガス設備の安全弁等の放出管				
5-1-29	可燃性ガス貯槽の識別措置				
5-1-31	貯槽及びその支柱の温度の上昇防止措置				
5-1-32	地盤面上に設置する貯槽及びその支柱の耐熱又は冷却上有効な措置				
5-1-33	液化ガス貯槽の液面計等				
5-1-34	可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置				
5-1-35	貯槽の周囲の流出を防止するための措置				
5-1-36	防液堤内及び周辺の設備設置制限				
5-1-37	経済産業大臣が指定する特定液化石油ガス貯槽の地盤面下埋設				
5-1-38	地盤面下に埋設された貯槽				
5-1-39	一部が地盤面下に埋設された貯槽の腐食防止措置				
5-1-43	貯槽の配管に設けたバルブ				
5-1-44	貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置				
5-1-64	貯槽の沈下状況の測定				

判定欄については、「適」なら ○、「該当無し」なら - と記載すること

4 導管（コンビナート製造事業所間の導管以外の導管、コンビナート製造事業所間の導管）

条 項	検 査 項 目	内容及び結果	前 回 検査年月	今 回 検査年月	判 定
9-1 (10-1)	導管の設置場所				
9-2、3	地盤面上・下の導管の設置及び標識				
9-4 (10-1)	水中の導管の設置				
9-5 (10-1)	導管の耐圧試験・気密試験				
9-6 (10-1)	導管の強度				
9-7	導管の腐食防止措置及び応力吸収措置				
9-8 (10-1)	導管の温度の上昇を防止するための措置				
9-9 (10-1)	導管内の圧力の上昇を防止するための措置				
9-10 (10-1)	酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分除去の措置				
9-11	事務所を連絡する導管の通報措置				
10-2	導管の標識				
10-3	導管の腐食を防止するための措置				
10-4	導管等の材料				
10-5	導管等の構造				
10-6	導管の伸縮吸収措置				
10-7 10-8	導管等の接合及び接合部の点検を可能とするための措置				
10-9	導管等の溶接による接合				
10-10	導管の地盤面下埋設				
10-11	導管の道路下埋設				
10-12	導管の線路敷下埋設				
10-13	導管の河川保全区域内埋設				
10-14	導管の地盤面上設置				
10-15 10-16	導管の道路横断設置				
10-17	導管の線路敷下横断埋設				
10-18	導管の河川等横断設置				
10-19 ~21	導管の河川等下横断埋設				
10-22	導管の海底設置				
10-23	導管の海面上設置				
10-24	導管の漏えいガス拡散防止措置				
10-25	導管の二重管部分のガス漏えい検知警報設備				
10-26	導管系の運転状態を監視する装置				
10-27	導管系の異常な事態が発生した場合にその旨を警報する装置				

判定欄については、「適」なら ○、「該当無し」なら -と記載すること

条 項	検 査 項 目	内容及び結果	前 回 検査年月	今 回 検査年月	判 定
10-28	導管系の安全制御装置				
10-29	導管系のガス漏えい検知警報設備等				
10-30	導管に設ける緊急遮断装置等				
10-31	導管の内容物除去装置				
10-32	導管の経路に設ける感震装置等				
10-33	導管系の保安用接地等				
10-34 ~36	導管系の絶縁				
10-37	導管系に講じた落雷による導管への影響を回避するための措置				
10-38	導管系に講じた停電等のときに機能が失われることのない措置				
10-39	導管の経路に設ける巡回監視車等				

判定欄については、「適」なら ○、「該当無し」なら -と記載すること